

さいたま市告示第 1 1 1 6 号

令和 8 年度さいたま市自動運転推進業務について、公募型プロポーザル方式の手続きを開始します。つきましては、次のとおり、当該業務に関する企画提案書の提出を招請します。

令和 8 年 7 月 2 日

さいたま市長 清 水 勇 人

1 企画提案書の招請に付する事項

(1) 件名

令和 8 年度さいたま市自動運転推進業務

(2) 履行場所

さいたま市浦和区、桜区、中央区地内

(3) 業務概要

要求水準書のとおり

(4) 履行期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 2 6 日まで

(5) 予算の上限額

本プロポーザルの予算上限額は 19,998,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

2 企画提案書の提出者の資格に関する事項

企画提案書の提出を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本プロポーザルの周知（通知）日において、以下のいずれかに登載されている者。

ア 令和 7・8 年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（設計・調査・測量）の「建設コンサルタント」

イ 令和 7・8 年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品等）の「販売、賃貸」、「電算（電子計算に関する業務）」、「催物、映画、広告、その他の業務」

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 号）第 3 2 条第 1 項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 第 2 項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本プロポーザルの周知（通知）日から最優秀提案者特定の日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成 1 9 年さいたま市制定）による入札参加停止の措置（以下、「入札参加停止」という。）又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成 1 3 年さいたま市制定）による入札参加除外の措置（以下、「入札参加除外」という。）を受けている期間がない者であること。

(4) 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(5) 民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(6) 過去 5 年以内（令和 3 年 4 月から令和 8 年 3 月まで）において、国内の公道で自動運転技術

(レベル 2 以上) の実証実験を実施した実績があること。

3 企画提案に係る実施要領等の交付

企画提案書の提出を希望する者に対し、企画提案実施要領等を交付するものとする。

(1) 交付方法

さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/012/p131162.html>

(2) 交付期間

本招請日から令和 8 年 8 月 3 日 (月) まで

4 参加意思の表明手続き

企画提案書の提出を希望する者は、次のとおり参加意思の表明手続きを行うこと。

(1) 提出書類

参加意思表明書 1 部

(2) 提出期間

本招請日から令和 8 年 7 月 17 日 (金) まで (さいたま市の休日を定める条例 (平成 13 年さいたま市条例第 2 号) 第 1 条第 1 項に規定する休日 (以下「休日」という。) を除く午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 4 時まで)

(3) 提出場所

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市都市局交通政策部交通政策課

担当 先進モビリティ係 電話 048 (829) 1056

(4) 提出方法

持参

5 質問及び回答

企画提案書を提出しようとする者は、企画提案に関する事項について、書面により次のとおり質問することができる。

(1) 受付期間

令和 8 年 7 月 2 日 (木) から令和 8 年 7 月 10 日 (金) まで

(2) 質問方法

ア 電子メールで受け付ける。詳細は企画提案実施要領による。

メールアドレス kotsu-seisaku@city.saitama.lg.jp

イ 電子メール送信後、速やかに電話にて到達確認を行うこと。

ウ 提出先・到達確認に関する問い合わせ先

4 (3) に同じ

(3) 質問に対する回答予定日

令和 8 年 7 月 15 日 (水) までに行う。

(4) 回答方法

さいたま市ホームページ上に、質問及び回答を公表する。

6 企画提案書等の提出

企画提案書の提出を希望する者は、参加意思表明書を提出しなければならない。名簿に登載されている者であっても、参加意思表明書を提出していない者は、参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

- ア 企画提案書表紙（１部）
- イ 企画提案書（１０部）
- ウ 見積書（１部）

(2) 提出期間

令和８年７月２３日（木）から令和８年８月３日（月）まで（休日を除く午前９時から正午まで及び午後１時から午後４時まで）

(3) 提出場所

４(3)に同じ

(4) 提出方法

持参

(5) 無効となる企画提案書

次の企画提案書は、無効とする。

- ア ２に定める資格条件を満たさなくなった者が提出した企画提案書
- イ 虚偽の記載をした企画提案書
- ウ 審査の公平性を害する行為を行った者が提出した企画提案書
- エ １(5)に示す額を上回る額を見積書に記載した者が提出した企画提案書
- オ プレゼンテーションに参加しなかった者が提出した企画提案書

7 審査・選定

企画提案書等の内容について、「令和８年度さいたま市自動運転推進業務事業者選定委員会」において審査を行う。なお、審査方法等詳細については、企画提案実施要領を参照すること。

8 その他

- (1) 提出された企画提案書等は、返却しない。
- (2) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) この企画提案書の提出等に係る一切の経費は、提案者の負担とする。
- (4) 契約条項等は、さいたま市都市局交通政策部交通政策課及びホームページにおいて閲覧できる。
<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>
- (5) 詳細は、企画提案実施要領による。

9 連絡先

さいたま市浦和区常盤６－４－４

さいたま市都市局交通政策部交通政策課先進モビリティ係

電話 ０４８（８２９）１０５６

FAX ０４８（８２９）１９７９